第４４回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成２３年１１月２日（水）14:00～
場所　第２水産ビル　４階　４Ｆ会議室

１　開　　会

２　報告事項

(1) 第５回答申項目の国への提案について

３　議　　事

(1) 道州制特別区域計画の更新について

(2) 次期委員会への申し送り事項について

(3) その他

３　閉　　会

【配付資料】

資 料 １　　答申と最終取りまとめ案比較表
資 料 ２　　道州制特区提案（第５回）の概要
資 料 ３　　北海道道州制特別区域計画の概要
資 料 ４　　北海道道州制特別区域計画の更新に当たっての基本的考え方等（試案）
資 料 ５　　第５回答申に係る道民提案及び庁内提案の検討結果
　　次期委員会への申し送り事項（案）

【参考資料】

参考資料１　北海道道州制特別区域計画
参考資料２　道州制特区提案検討委員会　開催状況（H21.11～H23.3）

第４４回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委　　員】

氏　　名	現　　職	備 考
五十嵐　智嘉子	（社）北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井　上　久　志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会　長
河　西　邦　人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹　田　恒　規	北星学園大学経済学部講師	（欠　席）
南部 ﾕﾝｸｨｱﾝ しず子	光塩学園理事長	
宮　田　昌　利	㈱サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	（欠　席）
湯　浅　優　子	農業・ファームイン経営	

（50 音順）

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
斎　藤　正　紀	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
阿　部　清　明	北海道総合政策部地域主権局参事
芹　田　雅　浩	北海道総合政策部地域主権局主幹
東　　貴　弘	北海道総合政策部地域主権局主査
斎　藤　路　子	北海道総合政策部地域主権局主任

答申と最終取りまとめ案比較表

（答　申）

第５回道州制特区提案検討委員会答申骨子

1　「ふるさと納税」のコンビニでの収納

地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする。

⇩

納税者の利便性向上と自治体財政への寄与

2　自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大し、地域の実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、地域住民の移動を確保する。

⇩

地域の創意工夫を活かした公共交通の確保

3　アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にし、交通アクセスを含め、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に進める。

⇩

観光客の利便性向上とアウトドア観光のブランド化

4　認定ＮＰＯ法人の認定権限の移譲に伴う国と道の協議の場などの法制化

認定NPO法人制度の統一性や公平性を確保し、認定及び監督を円滑に行うことにより、法人の認証を含め、身近なところで「新しい公共」を支えるNPO法人の活動環境の整備を図る。

⇩

『新しい公共』を支えるまちづくり主体の強化

（最終取りまとめ案）

道州制特区提案（第５回）の概要

1　「ふるさと納税」のコンビニでの収納

地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする。

⇩

納税者の利便性向上と自治体財政への寄与

2　自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大し、公共交通の空白地域や過疎地域などにおいて、地域の実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、地域住民の移動を確保する。

⇩

地域の創意工夫を活かした公共交通の確保

3　北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にし、交通アクセスを含め、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に進める。

⇩

観光客の利便性向上とアウトドア観光のブランド化

4　税制上の優遇措置を受けられるＮＰＯ法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化

税制上の優遇措置を受けられる認定NPO法人制度の統一性や公平性を確保し、認定及び監督を適正かつ円滑に行うことにより、法人の認証を含め、身近なところで「新しい公共」を支えるNPO法人の活動の促進を図る。

⇩

『新しい公共』を支えるまちづくり主体の強化

（ 答 申 ）

「ふるさと納税」のコンビニでの収納

現状

- 平成20年4月から実施されている「ふるさと納税」は、自分の出身地や応援したい都道府県・市町村に寄附をした場合、所得税と住民税から一定の限度まで税額控除される制度。
- 道内でも道と全市町村（179市町村）で導入しており、自治体財政の向上に寄与しているほか、地域を応援するファンづくりなどの効果があると言われている。
- 「ふるさと納税」の収納は、金融機関への振込や郵便振替等のほか、クレジットカードによる収納を行っている自治体（道内4市町）もある。
- 地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令に定められており、「寄附金」が規定されていないことから、「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストア等に委託することはできない。

課題

- 厳しい財政状況にある道内市町村においては、全国から手軽に納税（寄附）していただくため、一定の経費を負担しても、ふるさと納税のコンビニでの収納を実施したいとの意向がある。
  【道内市町村へのアンケート調査（平成 23年2月実施）】
  ふるさと納税のコンビニでの収納について
  ・「前向きに導入を検討したい」
  ・「税金等のコンビニ収納の導入に併せて検討したい」
  ・「他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら検討したい」
  89市町村(49.7%)
- 北海道及び道内市町村は、食や観光の魅力、環境の良さなどから、全国的に高い人気を誇っている。
  【地域ブランド調査2010（ブランド総合研究所調査）】
  都道府県の魅力度ランキング 第1位北海道
  市区町村の魅力度ランキング 第1位札幌市、第2位函館市、第5位小樽市、第8位富良野市
- 「ふるさと納税」制度の有効活用を図るため、24時間営業しているコンビニエンスストアでの納税を可能にし、利便性を高めることにより、北海道の地域を応援する多くの全国のファンからの納税（収納）を増やしていくことが必要である。

目指すすがた

地方自治法施行令第158条を改正し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする

現状

地方公共団体が私人に収納事務を委託できる歳入
- 使用料
- 手数料
- 賃借料
- 物品売払代金
- 貸付金の元利償還金

政令改正

提案

私人に徴収又は収納事務を委託できる歳入に「寄附金」を追加

コンビニでのふるさと納税の収納が可能

※ 提案が実現すれば、既にコンビニで個人住民税などの収納を行っている場合は、少ない経費で対応が可能。
また、実施する市町村の増加に伴い、経費の負担軽減も期待される。

コンビニでのふるさと納税の収納が可能となることにより、
納税者の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税が増え、
自治体財政の向上に寄与する。

主な意見の要旨

<提案趣旨に賛同の意見（計 6件）>

○ ふるさと納税のコンビニエンスストアでの収納について、コンビニは全国各地に立地されており、寄附者の利便性が高まることから、積極的な対応をお願いしたい。

○ ふるさと納税は、寄附者の利便性を考慮することが重要であり、全国に限なくあるコンビニ収納に賛成します。ホームページから「クレジットカード決裁サービス」を利用し納税できるようにしている自治体もあるようですが、この方法では、高齢者や PC を保有しない方には不向きだと思います。故郷を想い、故郷のために寄附しようとする方が、気軽に寄附できるようコンビニ収納が可能となるよう国に提案するようお願いする。

○ コンビニは都道府県の多くの市町村に存在しており、また、郵便局などに比べ開店時間が長く、食料品等の購入など日常的に利用することから利便性は非常に高いものと考えます。

道の基本的な考え方

コンビニでのふるさと納税の収納が可能となることにより、納税者の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税が増え、自治体財政の向上に寄与するものと考えている。

（ 最終取りまとめ案 ※変更なし ）

「ふるさと納税」のコンビニでの収納（案）

現状

- 平成20年4月から実施されている「ふるさと納税」は、自分の出身地や応援したい都道府県・市町村に寄附をした場合、所得税と住民税から一定の限度まで税額控除される制度。
- 道内でも道と全市町村（179市町村）で導入しており、自治体財政の向上に寄与しているほか、地域を応援するファンづくりなどの効果があると言われている。
- 「ふるさと納税」の収納は、金融機関への振込や郵便振替等のほか、クレジットカードによる収納を行っている自治体（道内4市町）もある。
- 地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令に定められており、「寄附金」が規定されていないことから、「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストア等に委託することはできない。

課題

- 厳しい財政状況にある道内市町村においては、全国から手軽に納税（寄附）していただくため、一定の経費を負担しても、ふるさと納税のコンビニでの収納を実施したいとの意向がある。
  【道内市町村へのアンケート調査（平成 23年2月実施）】
  ふるさと納税のコンビニでの収納について
  ・「前向きに導入を検討したい」
  ・「税金等のコンビニ収納の導入に併せて検討したい」
  ・「他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら検討したい」
  89市町村(49.7%)
- 北海道及び道内市町村は、食や観光の魅力、環境の良さなどから、全国的に高い人気を誇っている。
  【地域ブランド調査2010（ブランド総合研究所調査）】
  都道府県の魅力度ランキング 第1位北海道
  市区町村の魅力度ランキング 第1位札幌市、第2位函館市、第5位小樽市、第8位富良野市
- 「ふるさと納税」制度の有効活用を図るため、24時間営業しているコンビニエンスストアでの納税を可能にし、利便性を高めることにより、北海道の地域を応援する多くの全国のファンからの納税（収納）を増やしていくことが必要である。

目指すすがた

地方自治法施行令第158条を改正し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする

現状

地方公共団体が私人に収納事務を委託できる歳入
- 使用料
- 手数料
- 賃借料
- 物品売払代金
- 貸付金の元利償還金

政令改正

提案

私人に徴収又は収納事務を委託できる歳入に「寄附金」を追加

コンビニでのふるさと納税の収納が可能

※ 提案が実現すれば、既にコンビニで個人住民税などの収納を行っている場合は、少ない経費で対応が可能。
また、実施する市町村の増加に伴い、経費の負担軽減も期待される。

コンビニでのふるさと納税の収納が可能となることにより、
納税者の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税が増え、
自治体財政の向上に寄与する。

（答申）

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大

現状

- 少子高齢化や過疎化が進展する中で、高齢者や障がい者などの地域における生活交通の確保に向けて、各地で創意工夫のある自主的な取組が広がっている。
- 平成18年の道路運送法の改正により、過疎地域の住民や要介護者等を対象として、市町村やNPO法人等の非営利法人が、自家用自動車を使用して行う「自家用有償旅客運送」が制度化（道路運送法§78②）。
- 自家用有償旅客運送を実施するためには、地域の関係者（地域公共交通会議または運営協議会）の合意を得た上で、国土交通大臣（地方運輸局）への登録が必要であり、登録には、運送の実施主体、運賃などの基準や要件を満たす必要がある。
- 平成22年12月に閣議決定された国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」では、自家用有償旅客運送の登録権限について、希望する市町村に移譲することとされている。

課題

- 広域分散型の地域特性を有する北海道は、**人口減少や過疎化、また**全国を上回るスピードで高齢化が進んでおり、地域住民の足を確保するため、地域の様々な主体や交通手段を組み合わせた取組が必要となっている。**（過疎市町村数　１４３／１７９、約８０％）**
- 自家用有償旅客運送は、すでに地域の関係者が協議・合意して実施する仕組みが用意されており、地域の創意工夫や自主性を生かした取組を促進するため、登録権限の移譲と併せて、地域の関係者の合意により、地域の実情に応じ、登録要件や基準等を決めることができるようにすることが必要である。

目指すすがた

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて
登録要件等に係る地域の裁量権を拡大

現状

	登録権限	地方運輸局
基準・要件等	協議会の開催条件	登録更新や内容変更の都度、開催することが必要
	実施主体	NPO等に限定
	利用者範囲	過疎地域の住民や要介護者等（名簿登録が必要）
	運　賃	営利目的とは認められない妥当な範囲内（タクシーの1/2程度）

登録権限の移譲

（登録に係る事務費等を交付）

裁量権の拡大

提案

	登録権限	市町村
基準・要件等	協議会の開催条件	軽微な変更等で地域の関係者があらかじめ合意した場合は開催を省略できる。
	実施主体	地域の関係者で構成する協議機関（地域公共交通会議または運営協議会）の合意により認めた内容で実施することを可能にする。
	利用者範囲	
	運　賃	

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲とともに、登録要件等に係る地域の裁量権を拡大することにより、地域実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、地域住民の移動を確保

主な意見の要旨

＜提案趣旨に賛同の意見（計　6件）＞

○ 私の住んでいる自治体においても、少子高齢化や過疎化の進展の中で、運送事業者が自治体からの様々な支援を受けても、なお、生業として運営していくことが困難な地域があり、生活交通の確保は喫緊の課題となっている。その地域で暮らす人たちが英知を集め、創意工夫して地域に応じた生活交通を確立することが重要であり、住民にもっとも身近な行政機関である市町村に権限を移譲することには賛成。

○ 過疎地域の交通手段は公共交通の縮小等により皆無に等しい状況と判断される。地域住民はもとより高齢者、幼年者などの交通弱者の移動において不便は高まると考えられ、自家用有償旅客運送の需要を想定すると地域の裁量権を重視すべきと考える。

○ コミュニティバスの運行に際して、道路運行管理者の資格が必要であるとか、過疎地のタクシー会社では、新たに資格を取得しなければ運行できないなど、運行上の制約がある。地域の実情に応じて、安全を確保した上で、運行できるような規制の緩和が望ましい。登録権限を移譲し、地域の実情に合わせた要件の緩和により、地域住民の足の確保ができることを希望。

○ 過疎化、高齢化の進行が著しい北海道においては、必要不可欠であると考えられるので、すべての規制を撤廃する程度のインパクトが必要ではないか。

＜提案内容の一部賛同の意見(計　2件)＞

○ 運行基準・要件に関する裁量権の拡大については、地域の事情に応じて決定できることが増えるという点で、非常に良いと思われるが、登録権限の移譲については、これまでどおり国が一元管理するのが適切。

○ 自家用有償旅客運送の運送区域が複数市町村となる場合において、地域間で登録要件等に差異が生じることは、交通事業者から理解が得られないこと、利用者が混乱することなどが想定されるため、一定の枠組み（登録基準等）は必要と考える。

＜現在の提案内容に賛成できない意見（計　4件）＞

○ 自家用有償旅客運送については、これまでバス・タクシー事業者などによっては十分な輸送サービスが提供できない地域において、地域の交通・公共の福祉を確保するため、補完的にNPO等によるボランティア輸送として自家用による有償旅客運送を認められている制度。

登録を受けるためには、対象となる地域に運営協議会を設置して自家用有償運送の必要性、運送の実施主体等について協議会で合意した場合に認められてきたところである。現行の運営協議会で合意した上で登録する制度でさえ、登録後の本当の運行実態が掴めない曖昧な状況にある。登録の権限を市町村に移すということは実質的に現行制度上の規制緩和といえる。

経済の低迷、規制緩和によるタクシー車両の増加などにより年々売上が減少してきている中、これまで以上に容易な要件の緩和・権限移譲により自家用有償運送に奪われかねないこの提案を認めることができない。

○ 現在、自家用有償旅客運送事業の登録及び登録要件等について、各地区の運営協議会において、その公平な運用を確保することが目的であるという前提に、全会一致を原則として登録の許可を行っている。

しかし、現状では、一部の事業者による人身事故の発生など、安全輸送に対する認識が欠如していると思われる行為が散見される。本来、有償で人員を運送するという事業は、既存の旅客自動車運送事業者が担うべきものであり、国が示した通達(平成18年9月15日付け及び平成21年5月21日付け)を踏まえ、旅客運送事業者と自家用有償旅客運送事業者との事業の適切な役割分担を明確にすることが重要である。そのため、「処理方針・ガイドライン・対価の取り扱い」等について基本的な枠組みやルールの策定等を確立するとともに、利用者の安全確保という見地に立った、管理監督機能を強化することが先決課題であると考える。

○ この答申は、自家用有償運送が、福祉輸送や過疎地輸送という公共の福祉を確保する観点に立ち、かつバス・タクシーなどの公共交通によりがたいという要件を事実上取り払っており、ほとんど何らの規制も受けずにタクシーと同様の有償運送を行うことを可能にしようとしている。つまり、運営協議会でのチェックを簡素化し、さらに実施主体、利用者の範囲等も撤廃するとしており、これは自由営業に他ならないと言える。このような事業形態が認められるならば、厳格な事業規制のもとで運行しているタクシー事業は瓦解するか、または自家用有償運送へ雪崩を打って移行する。運営協議会の議を経て、登録権限を運輸局としているのは、制度に一貫性、普遍性を持たせるためである。安全規制、安全チェックの基準が自治体によってバラバラでよいはずがない。

道の基本的な考え方

○ 平成22年12月に閣議決定された国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」では、自家用有償旅客運送の登録権限について、希望する市町村に移譲することとされており、現在、国において、「アクションプラン」に基づく検討が行われているところです。

なお、自家用有償旅客運送の監督権限は、従前どおり、運輸局が一元的に担う方向で検討されているものと承知しております。

○ 提案の内容については、タクシー、バス事業者など公共交通機関によっては、十分な輸送サービスが確保できない過疎地域などにおいて、地域住民の足を確保するため、地域の関係者の合意を前提として、地域の実情に応じた内容で実施することを可能にするなど、地域の創意工夫や自主性を生かした取組みを促進しようとするものです。

○ 運転手の要件、安全対策等、乗客の安全に係わる内容については、要件緩和は望ましくないと考えており、提案内容に含めておりません。

※北海道は、広域分散型の地域特性を有しており、過疎市町村が約80%を占めていることから、そうした地域住民の足を確保するため、地域の創意工夫や自主性を生かした取組を促進するという提案趣旨を明確にするため、右記のとおり、内容を修正します。

（最終取りまとめ案）

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大（案）

現状

- 少子高齢化や過疎化が進展する中で、高齢者や障がい者など**地域住民の**生活交通の確保に向けて、各地で創意工夫のある自主的な取組が広がっている。
- 平成18年の道路運送法の改正により、過疎地域の住民や要介護者等を対象として、市町村やNPO法人等の非営利法人が、自家用自動車を使用して行う「自家用有償旅客運送」が制度化（道路運送法§78②）。
- 自家用有償旅客運送を実施するためには、地域の関係者（地域公共交通会議または運営協議会）の合意を得た上で、国土交通大臣（地方運輸局）への登録が必要であり、登録には、運送の実施主体、運賃などの基準や要件を満たす必要がある。
- 平成22年12月に閣議決定された国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」では、自家用有償旅客運送の登録権限について、希望する市町村に移譲することとされている。
- 平成23年6月に国土交通省が取りまとめ「運営協議会における合意形成のあり方検討会報告」の中に、運営協議会の適正な運営に向けて、運輸支局がこれまで以上に積極的に関わって行く旨の趣旨が盛り込まれたところ。

課題

- 広域分散型の地域特性を有する北海道は、**過疎市町村が約80%を占め、**全国を上回るスピードで高齢化が進んでおり、地域住民の足を確保するため、地域の様々な主体や交通手段を組み合わせた取組が必要となっている。
- 自家用有償旅客運送は、すでに地域の関係者が協議・合意して実施する仕組みが用意されており、**公共交通の空白地域や過疎地域など**(※)**において、**地域の創意工夫や自主性を生かした取組を**より一層**促進するため、登録権限の移譲と併せて、地域の関係者の合意により、地域の実情に応じ、登録要件や基準等を決めることができるよう にすることが必要である。

（※）日常生活を送る上で必要な公共交通の空白地域の解消や公共交通を補完する必要がある過疎地域やこれに類する地域。

目指すすがた

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて
登録要件等に係る地域の裁量権を拡大

現状

	登録権限	地方運輸局
基準・要件等	協議会の開催条件等	登録更新や内容変更の都度、開催することが必要
	実施主体	NPO等に限定
	利用者の範囲	過疎地域の住民や要介護者等（名簿登録が必要）
	運　賃	・営利目的とは認められない妥当な範囲内（タクシーの1/2程度） ・燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内

登録権限の移譲

（登録に係る事務費等を交付）

裁量権の拡大

提案

	登録権限	希望する市町村（移譲は登録のみ。監督は従前どおり運輸局）
基準・要件等	協議会の開催条件等	変更等のない登録更新の場合など、地域の関係者があらかじめ合意した場合は開催を省略できる。（地域の協議機関には従前どおり運輸局に参加を求める。）
	実施主体	地域の関係者があらかじめ合意した場合は、非営利組織も実施できる。
	利用者の範囲	地域の関係者があらかじめ合意した場合は、過疎地域の住民への一時的訪問者等も利用できる。
	運　賃	自家用有償旅客運送を継続して運行するため、燃料費に加え、車両償却費など、地域の協議機関が必要と認めた場合、実費として扱うことができる。

※安全確保に係る要件については、従前どおり。

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲とともに、登録要件等に係る地域の裁量権を拡大することにより、地域実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、地域住民の移動を確保

（ 答 申 ）

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大

現状

- 北海道では、地域の特色や優位性を活かし、観光立国に向けて、北海道ならではの滞在型観光として、カヌー、ラフティング、ホーストレッキングなどのアウトドア観光の振興を図っている。（道独自の「北海道アウトドア資格制度」を平成14年度に創設）
- アウトドア観光は広大な自然を利用するため、公共交通機関を利用したアクセスが難しい状況にあり、アウトドア事業者自らが利用客の送迎サービスを行っているケースが多い。
- 送迎サービスを有償で行うためには、道路運送法により、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可のほか、自家用車による有償運送を認める制度として、国土交通大臣に登録する「自家用有償旅客運送」（第78条②）や、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合の国土交通大臣の特例許可（第78条③）がある。

課題

- 北海道を国際的に通用する魅力ある観光地としていくためには、体験、癒しなど観光客の多様なニーズに対応し、満足度の高い観光地づくりを進めることが重要である。
- 北海道を訪れる国内外の観光客に、安全・安心で満足度の高いアウトドア観光を提供するためには、安全で利便性の高いアクセスを確保するとともに、他の体験観光と組み合わせるなど多様な観光メニューを提供していくことが必要である。
- 交通アクセスを含め安全で良質なガイドサービスを提供し、北海道のアウトドア観光のブランド化を図るためには、一定の条件を満たした「アウトドア事業者（※）」が自家用車で利用客を有償送迎することを可能にすることが必要である。

（※）北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者を対象とする。

目指すすがた

観光客にとって安全で利便性の高いアクセスを確保し、北海道のアウトドア観光のブランド化を推進

現状

- 有償で旅客運送を行うためには、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可が必要。（道路運送法第4条）
- 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、自家用車による有償運送を、国土交通大臣が特例許可。（道路運送法第78条③）

適用の拡大（特例許可）

提案

- アウトドア事業者（北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者）が自家用車で利用客を有償送迎することを可能にする。（道路運送法第78条③の特例許可）
- 有償送迎の許可に当たっては、観光客の安全確保対策など、自家用有償旅客運送（過疎地有償運送）と同程度の基準・要件を満たすことを許可要件とする。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にし、交通アクセスを含め、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に推進

主な意見の要旨

＜提案趣旨に賛同の意見（計　8件）＞

○ 北海道の持つ雄大な自然は、アウトドア観光の展開に適しており、近年は海外からの観光客も増えてきている。しかしながら、アウトドア観光は広大な自然環境の中で体験等を行うため、移動等交通アクセスが困難となる状況がある。そのため、効率的で利便性のある機動的な観光を構築するためには、是非とも実施すべき提案であると考える。

○ 当該地域最寄駅等からアウトドア活動実施場所間の輸送を要する多くの地域は他の公共交通手段（バス、タクシー）の利用が困難であることから本提案は有効と考える。

○ 「アウトドア非業者」に限定せず、「アウトドア事業者等の体験型観光事業者等」に、もう少し範囲を広げることはできないだろうか。

＜現在の提案内容に賛同できない意見（計　3件）＞

○ 運転者の要件として二種免許を有しない運転者が旅客輸送を行うこと自体、安心・安全な輸送を提供できないものと考えられる。

アウトドア観光の実施場所と駅・主要ターミナルとの区間を送迎する間を有償運送することを認めるという提案であるが、実態はアウトドア観光客以外の送迎、観光目的を主とする輸送を行うことも可能であり、不透明な輸送行為となることは明白である。

これまでタクシー事業者・バス事業者が行っていたアウトドア観光客やその他の観光客の送迎を含む観光輸送を引き受けていた営業に影響が出ることは必至であり、この提案に反対する。

道の基本的な考え方

○ 道では、「北海道アウトドア資格制度」を創設し、北海道におけるアウトドア活動の振興に取り組んできたところであり、今回の提案は、こうした取組を一歩進め、適法に送迎料金を徴収することができるようにし、利用者の安全性を高めることによって、より安全で安心なアウトドア活動の展開を図り、観光関連産業の更なる活発化につなげようとするものです。

○ 提案の内容については、地域の公共交通の状況を勘案し、かつ、安全対策の要件を満たしていることを運輸局が審査した上で、特例的に有償送迎が許可されるよう提案するものです。

○ 有償送迎の許可に当たっては、観光客の安全確保対策など、自家用有償旅客運送（過疎地有償運送）と同程度の基準・要件を満たすことを許可要件とされており、また、運転手の要件については、「二種免許取得者」又は「一種免許取得者かつ国土交通大臣の認定講習を終了した者」となっています。

○ 区域については、アウトドア観光実施場所と最寄りの駅などとの間の区域とし、利用者については、送迎を行うアウトドア事業者が提供するアウトドアガイドサービスの利用者及びその同伴者としたいと考えているところです。

また、許可に当たっては、現行どおり、許可申請書提出の際、「有償運送を必要とする理由」を記載した書面の提出により、許可の必要性について運輸局が確認すべきものと考えております。

○ なお、アウトドア活動の送迎サービスなどに関する市町村等への聞き取り調査(抽出)の結果では、タクシーなど公共交通機関と競合するケースは、地方においては少ないものと考えております。【別紙1参照】

○ また、パブリックコメントでは、「アウトドア非業者」に限定せず「アウトドア事業者等の体験型観光事業者等」に、もう少し範囲を広げてほしいという意見もありましたが、道のアウトドア活動振興施策との整合性を図ることとし、「北海道アウトドアガイド資格制度」で認定しているガイド及び優良事業者を対象としたいと考えているところです。

※北海道は、交通アクセスを含め安全で良質なサービスを提供し、北海道のアウトドア観光のブランド化を図るという趣旨を明確にするため、右記のとおり、内容を修正します。

（ 最終取りまとめ案 ）

北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大（案）

現状

- 北海道では、地域の特色や優位性を活かし、観光立国に向けて、北海道ならではの滞在型観光として、カヌー、ラフティング、ホーストレッキングなどのアウトドア観光の振興を図っている。（道独自の「北海道アウトドア資格制度」を平成14年度に創設）
- アウトドア観光は広大な自然を利用するため、アウトドア観光の実施場所まで公共交通機関を利用したアクセスが難しい状況にあり、アウトドア事業者自らが利用客の送迎サービスを行っているケースが多い。
- 送迎サービスを有償で行うためには、道路運送法により、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可のほか、自家用車による有償運送を認める制度として、国土交通大臣に登録する「自家用有償旅客運送」（第78条第2号）や、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合の国土交通大臣の特例許可（第78条第3号）がある。

課題

- 北海道を国際的に通用する魅力ある観光地としていくためには、体験、癒しなど観光客の多様なニーズに対応し、満足度の高い観光地づくりを進めることが重要である。
- 北海道を訪れる国内外の観光客に、安全・安心で満足度の高いアウトドア観光を提供するためには、安全で利便性の高いアクセスを確保するとともに、他の体験観光と組み合わせるなど多様な観光メニューを提供していくことが必要である。
- 交通アクセスを含め安全で良質なガイドサービスを提供し、北海道のアウトドア観光のブランド化を図るためには、安全確保対策をはじめ一定の条件を満たした「アウトドア事業者（※）」が自家用車で利用客を有償送迎することを可能にすることが必要である。

（※）北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者を対象とする。

目指すすがた

観光客にとって安全で利便性の高いアクセスを確保し、北海道のアウトドア観光のブランド化を推進

現状

- 有償で旅客運送を行うためには、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可が必要。（道路運送法第4条）
- 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、自家用車による有償運送を、国土交通大臣が特例許可。（道路運送法第78条③）

適用の拡大（特例許可）

提案

■アウトドア事業者（北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者）が自家用車で利用客を有償送迎することを道路運送法第78条第3号に基づく特例許可により可能にする。

■主な要件

- 区域は、アウトドア観光の実施場所と最寄り駅・バス停等との間の区域。
- 運賃は、実費の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲内（タクシーの1/2程度を目安とする）。
- 利用者は、ガイドサービスの利用者及び同伴者。
- 安全確保対策は、自家用有償旅客運送（過疎地有償運送）と同程度の基準・要件を満たすこと。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にし、交通アクセスを含め、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に推進

（答申）

認定NPO法人の認定権限の移譲に伴う国と道の協議の場などの法制化

現状

- これからのまちづくりにおいては、市町村と住民、コミュニティ組織、NPO法人などが連携協働することが重要であり、特にNPO法人がまちづくりの担い手（新しい公共）として大きな役割が期待されている。
- NPO法人の認証（法人格の取得）は、内閣府又は都道府県が行っている。
- NPO法人のうち、国税庁長官の認定を受けた法人（認定NPO法人）は、寄附金の控除や損金算入など、税制上の優遇措置が適用される。
- 国では、NPO法人の活動環境の整備を図るため、「仮認定」制度、段階的な監督の枠組みや、認定NPO法人の認定権限の地方への移譲等を内容とする「新たな認定制度」を、地方との協議を経て、24年4月から開始することを目指している。

	NPO認証数	うち認定NPO数
全国	41,864	198
北海道	1,649（全国4位）	5（全国6位）

課題

- 北海道はNPO法人数が全国第4位であり、多くのNPO法人が「新しい公共」を支えるまちづくりの担い手として活動していくための環境整備を図ることが必要である。
- 国が目指している「新たな認定制度」において、都道府県が認定及び監督権限の移譲を受け、全国的な統一性や公平性を確保し、円滑に権限を行使していくためには、都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みなどが必要である。

目指すすがた　道が認定NPO法人の認定及び監督を円滑に行い、「新しい公共」を支えるNPO法人の活動環境を整備

現状

国税庁が認定・監督
- ・審査・相談窓口は国税局のみ
- ・NPO法人の認証機関と認定NPO法人の認定機関が異なる

仮認定制度や認定権限の地方への移譲など「新たな認定制度」を平成24年4月から実施（予定）

→ 権限の移譲（認定・監督に係る人件費・事務費を交付）

提案

北海道が認定・監督を円滑に実施

＜制度の統一性や公平性を確保し、認定・監督を円滑に行う仕組み＞
- ・都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みを法制化
- ・認定のためのPST要件を免除するのは、法人の主たる事務所所在地の都道府県の条例での個別指定に限る

認定NPO法人の認定及び監督を円滑に行うことにより、法人の認証を含め、身近なところで「新しい公共」を支えるNPO法人の活動環境の整備が図られる

改正ＮＰＯ法（平成23年6月可決）の主な内容

■認定制度
- （1）所轄庁　主たる事務所の所在地の都道府県（1の指定都市の区域内のみに所在する法人にあっては、指定都市）
- （2）認定の基準　地方公共団体が条例で（住民税の免除等）を個別指定した場合は、ＰＳＴ基準を免除
- （4）認定に関する意見聴取　所轄庁は、滞納処分が執行の有無について意見を聴くことができる。
- （5）認定の有効期間　認定を受けた日から5年間。
- （6）認定の効果　税制上の優遇措置のほか、認定法人の名称使用制限　等

■仮認定制度

■認定法人に対する監督
- （1）報告及び検査、勧告・命令等、認定の取消し
- （2）協力依頼　所轄庁は法律の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体等に照会し、又は協力を求めることができる。

■施行期日
平成２４年４月１日から施行する。

主な意見の要旨

＜提案趣旨に賛同の意見（計　3件）＞
- ○ 認定要件はハードルが高く、道に移譲し、指導や要件が緩和されるのであれば歓迎である。
- ○ 地域づくりなどに意欲的に取り組む者を支援する意味でも大切なことであるが、今後、手続きを進めていく上で明らかとなった課題については速やかに法令等による対応を求め、手続き等の一層の簡素化を図ることも必要。
- ○ NPOは、地域の身近な公共サービスを担う重要なパートナーであり、特に寄附金控除や税制上の優遇措置がある「認定NPO」は地域住民の信頼を得る存在となり、大きな担い手となるものである。したがって、その認定に当ってはより機動的で柔軟な手続きを進めることが肝要であり、情報開示等の徹底のための環境整備や、制度の統一性と公平性の確保、並びにパブリック・サポート・テスト要件の免除等道が認定・監督を円滑に行うための実効性ある仕組みの法制化は妥当なものと考える。

答申内容と改正ＮＰＯ法の措置について

答申内容	改正NPO法の措置	道の基本的な考え方
認定及び監督を円滑に行うために、都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みを法制化	法第73条において「所轄庁は、法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、または協力を求めることができる」と規定。	・今回の法改正は、「新しい公共」を支えるＮＰＯ法人の活動環境を整備するため、認定要件を緩和し、事後の監督を厳しくすることとしており、そのためには国税庁との連携が重要である。 ・法第73条は「できる」規定となっており、「できる規定」では不十分であることから、法制化された協議の場において行うよう提案するもの。
認定のためのPST要件を免除するのは、法人の主たる事務所所在地の都道府県の条例での個別指定に限る	法第45条により、地方公共団体が条例で（住民税の免除等）を個別指定した場合は、PST基準を免除することされている。	・全国知事会から法人の従たる事務所所在の地方自治体による個別指定により、PST要件が免除されることは、制度設計上問題があると強く指摘したところであるが、国は「従たる事務所の問題によって影響が及ぶのは国税の話であるとして」制度設計を変更しなかった経緯を踏まえ、提案しないこととする。
認定・監督に係る人件費・事務費を交付	平成24年度予算での財源措置を検討中	・道州制特区推進法に基づく、道路、河川工事の移譲を受けてきたが、事務・権限の移管に当たっては、財源の一体的移譲の確実な制度設計を行った上で、法律に明記することが必要であり、また、必要な財源総額に係る交付金の措置は義務規定とし、継続的に措置することが必要。

道の基本的な考え方

北海道が認定・監督を円滑に実施するためには、国税庁との協議の場の設置や認定・監督に係る人件費・事務費を交付する措置は必要である。

（最終取りまとめ案）

税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道が連携を図る仕組みなどの法制化（案）

現状

- これからのまちづくりにおいては、市町村と住民、コミュニティ組織、NPO法人などが連携協働することが重要であり、特にNPO法人がまちづくりの担い手（新しい公共）として大きな役割が期待されている。
- NPO法人の認証（法人格の取得）は、内閣府又は都道府県が行っている。
- NPO法人のうち、国税庁長官の認定を受けた法人（認定NPO法人）は、損金算入や寄附金の控除など、税制上の優遇措置が適用される。
- 国では、NPO法人の活動環境の整備を図るため、「仮認定」制度、段階的な監督の枠組みや、認定NPO法人の認定権限の地方への移譲等を内容とする「新たな認定制度」を内容とするNPO法が改正され、24年4月からの実施に向けて準備が進められている。

	NPO認証数	うち認定NPO数
全国	43,116	232
北海道	1,683（全国4位）	6（全国6位）

課題

- 北海道はNPO法人数が全国第4位であり、多くのNPO法人が「新しい公共」を支えるまちづくりの担い手として活動していくための環境整備を図ることが必要である。
- 国が目指している「新たな認定制度」において、都道府県が認定及び監督権限の移譲を受け、全国的な統一性や公平性を確保し、適正かつ円滑に権限を行使していくためには、都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みなどが必要である。

目指すすがた　道が認定NPO法人の認定及び監督を適正かつ円滑に行い、「新しい公共」を支えるNPO法人の活動環境を整備

現状

国税庁が認定・監督
- ・審査・相談窓口は国税局のみ
- ・NPO法人の認証機関と認定NPO法人の認定機関が異なる

仮認定制度や認定権限の地方への移譲など「新たな認定制度」を平成24年4月から実施（予定）

→ 権限の移譲（認定・監督に係る人件費・事務費を交付）

提案

北海道が認定・監督を適正かつ円滑に実施

＜認定・監督を適正かつ円滑に行う仕組み＞
- ・都道府県と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みを法制化

※条例の個別指定によるPST要件の免除は削除。

※人件費・事務費の交付金の措置の法制化を提案

認定NPO法人の認定及び監督を適正かつ円滑に行うことにより、法人の認証を含め、身近なところで「新しい公共」を支えるNPO法人の活動の促進を図る。

資料 2

道州制特区提案（第５回）の概要

提案項目

H23.10 北海道

1 「ふるさと納税」のコンビニでの収納

地方公共団体が私人に収納を委託できる歳入に「寄附金」を追加し、「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする。

納税者の利便性向上と自治体財政への寄与

2 自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて、登録要件等に関する地域の裁量権を拡大し、公共交通の空白地域や過疎地域などにおいて、地域の実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、地域住民の移動を確保する。

地域の創意工夫を活かした公共交通の確保

3 北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にし、交通アクセスを含め、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に進める。

観光客の利便性向上とアウトドア観光のブランド化

4 税制上の優遇措置を受けられるＮＰＯ法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化

税制上の優遇措置を受けられる認定NPO法人制度の統一性や公平性を確保し、認定及び監督を適正かつ円滑に行うことにより、法人の認証を含め、身近なところで「新しい公共」を支えるNPO法人の活動の促進を図る。

『新しい公共』を支えるまちづくり主体の強化

「ふるさと納税」のコンビニでの収納

現状

- 平成20年4月から実施されている「ふるさと納税」は、自分の出身地や応援したい都道府県・市町村に寄附をした場合、所得税と住民税から一定の限度まで税額控除される制度。
- 道内でも道と全市町村（179市町村）で導入しており、自治体財政の向上に寄与しているほか、地域を応援するファンづくりなどの効果があると言われている。
- 「ふるさと納税」の収納は、金融機関への振込や郵便振替等のほか、クレジットカードによる収納を行っている自治体（道内4市町）もある。
- 地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令に定められており、「寄附金」が規定されていないことから、「ふるさと納税」の収納事務をコンビニエンスストア等に委託することはできない。

課題

- 厳しい財政状況にある道内市町村においては、全国から手軽に納税（寄附）していただくため、一定の経費を負担しても、ふるさと納税のコンビニでの収納を実施したいとの意向がある。

  【道内市町村へのアンケート調査（平成　23年2月実施）】

  ふるさと納税のコンビニでの収納について

  ・「前向きに導入を検討したい」
  ・「税金等のコンビニ収納の導入に併せて検討したい」
  ・「他市町村の状況、経費負担や事務負担を勘案しながら検討したい」

  89市町村(49.7%)

- 北海道及び道内市町村は、食や観光の魅力、環境の良さなどから、全国的に高い人気を誇っている。

  【地域ブランド調査2010（ブランド総合研究所調査）】

  都道府県の魅力度ランキング　第1位北海道
  市区町村の魅力度ランキング　第1位札幌市、第2位函館市、第5位小樽市、第8位富良野市

- 「ふるさと納税」制度の有効活用を図るため、24時間営業しているコンビニエンスストアでの納税を可能にし、利便性を高めることにより、北海道の地域を応援する多くの全国のファンからの納税（収納）を増やしていくことが必要である。

目指すすがた

地方自治法施行令**第158条**を改正し、
「ふるさと納税」のコンビニでの収納を可能にする

現状

地方公共団体が私人に収納事務を委託できる歳入
- 使用料
- 手数料
- 賃借料
- 物品売払代金
- 貸付金の元利償還金

政令改正

提案

私人に徴収又は収納事務を委託できる歳入に「**寄附金**」を追加

コンビニでのふるさと納税の収納が可能

※ 提案が実現すれば、既にコンビニで個人住民税などの収納を行っている場合は、少ない経費で対応が可能。
また、実施する市町村の増加に伴い、経費の負担軽減も期待される。

コンビニでのふるさと納税の収納が可能となることにより、納税者の利便性が高まり、北海道の地域を応援する全国のファンからのふるさと納税が増え、自治体財政の向上に寄与する。

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大

現状

- 少子高齢化や過疎化が進展する中で、高齢者や障がい者など地域住民の生活交通の確保に向けて、各地で創意工夫のある自主的な取組が広がっている。
- 平成18年の道路運送法の改正により、過疎地域の住民や要介護者等を対象として、市町村やNPO法人等の非営利法人が、自家用自動車を使用して行う「自家用有償旅客運送」が制度化（道路運送法§78②）。
- 自家用有償旅客運送を実施するためには、地域の関係者（地域公共交通会議または運営協議会）の合意を得た上で、国土交通大臣（地方運輸局）への登録が必要であり、登録には、運送の実施主体、運賃などの基準や要件を満たす必要がある。
- 平成22年12月に閣議決定された国の出先機関原則廃止に向けた「アクションプラン」では、自家用有償旅客運送の登録権限について、希望する市町村に移譲することとされている。
- 平成23年6月に国土交通省が取りまとめた「運営協議会における合意形成のあり方検討会報告」 の中に、運営協議会の適正な運営に向けて、運輸支局がこれまで以上に積極的に関わって行く旨の趣旨が盛り込まれたところ。

課題

- 広域分散型の地域特性を有する北海道は、過疎市町村が約80%を占め、全国を上回るスピードで高齢化が進んでおり、地域住民の足を確保するため、地域の様々な主体や交通手段を組み合わせた取組が必要となっている。
- 自家用有償旅客運送は、すでに地域の関係者が協議・合意して実施する仕組みが用意されており、公共交通の空白地域や過疎地域など(※)において、地域の創意工夫や自主性を生かした取組をより一層促進するため、登録権限の移譲と併せて、地域の関係者の合意により、地域の実情に応じ、登録要件や基準等を決めることができるよう にすることが必要である。

（※）日常生活を送る上で必要な公共交通の空白地域の解消や公共交通を補完する必要がある過疎地域やこれに類する地域。

目指すすがた

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲と併せて登録要件等に係る地域の裁量権を拡大

現状

登録権限		地方運輸局
基準・要件等	協議会の開催条件等	登録更新や内容変更の都度、開催することが必要
	実施主体	NPO等に限定
	利用者の範囲	過疎地域の住民や要介護者等（名簿登録が必要）
	運　賃	・営利目的とは認められない妥当な範囲内（タクシーの1/2程度） ・燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内

登録権限の移譲

（登録に係る事務費等を交付）

裁量権の拡大

提案

登録権限		希望する市町村（移譲は登録のみ。監督は従前どおり運輸局）
基準・要件等	協議会の開催条件等	変更等のない登録更新の場合など、地域の関係者があらかじめ合意した場合は開催を省略できる。（地域の協議機関には従前どおり運輸局に参加を求める。）
	実施主体	地域の関係者があらかじめ合意した場合は、非営利組織も実施できる。
	利用者の範囲	地域の関係者があらかじめ合意した場合は、過疎地域の住民への一時的訪問者等も利用できる。
	運　賃	自家用有償旅客運送を継続して運行するため、燃料費に加え、車両償却費など、地域の協議機関が必要と認めた場合、実費として扱うことができる。

※安全確保に係る要件については、従前どおり。

自家用有償旅客運送の登録権限の移譲とともに、
登録要件等に係る地域の裁量権を拡大することにより、
地域実情に応じた様々な主体や交通手段を組み合わせ、
地域住民の移動を確保

北海道が認定するアウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大

現状

・ 北海道では、地域の特色や優位性を活かし、観光立国に向けて、北海道ならではの滞在型観光として、カヌー、ラフティング、ホーストレッキングなどのアウトドア観光の振興を図っている。（道独自の「北海道アウトドア資格制度」を平成14年度に創設）
・ アウトドア観光は広大な自然を利用するため、アウトドア観光の実施場所まで公共交通機関を利用したアクセスが難しい状況にあり、アウトドア事業者自らが利用客の送迎サービスを行っているケースが多い。
・ 送迎サービスを有償で行うためには、道路運送法により、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可のほか、自家用車による有償運送を認める制度として、国土交通大臣に登録する「自家用有償旅客運送」（第78条第2号）や、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合の国土交通大臣の特例許可（第78条第3号）がある。

課題

・ 北海道を国際的に通用する魅力ある観光地としていくためには、体験、癒しなど観光客の多様なニーズに対応し、満足度の高い観光地づくりを進めることが重要である。
・ 北海道を訪れる国内外の観光客に、安全・安心で満足度の高いアウトドア観光を提供するためには、安全で利便性の高いアクセスを確保するとともに、他の体験観光と組み合わせるなど多様な観光メニューを提供していくことが必要である。
・ 交通アクセスを含め安全で良質なガイドサービスを提供し、北海道のアウトドア観光のブランド化を図るためには、安全確保対策をはじめ一定の条件を満たした「アウトドア事業者（※）」が自家用車で利用客を有償送迎することを可能にすることが必要である。
（※）北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者を対象とする。

目指すすがた

観光客にとって安全で利便性の高いアクセスを確保し、北海道のアウトドア観光のブランド化を推進

現状

・有償で旅客運送を行うためには、国土交通大臣の旅客自動車運送事業の許可が必要。（道路運送法第4条）
・公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、自家用車による有償運送を、国土交通大臣が特例許可。（道路運送法第78条③）

適用の拡大
（特例許可）

提案

■アウトドア事業者（北海道アウトドアガイド資格制度で認定しているガイド及び優良事業者）が自家用車で利用客を有償送迎することを道路運送法第78条第3号に基づく特例許可により可能にする。

■主な要件
・区域は、ｱｳﾄﾄﾞｱ観光の実施場所と最寄り駅・ﾊﾞｽ停等との間の区域。
・運賃は、実費の範囲内で、営利と認められない妥当な範囲内（ﾀｸｼｰの1/2程度を目安とする）。
・利用者は、ガイドサービスの利用者及び同伴者。
・安全確保対策は、自家用有償旅客運送（過疎地有償運送）と同程度の基準・要件を満たすこと。

アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能にし、交通アクセスを含め、安全で良質なガイドサービスを観光客に提供することにより、北海道のアウトドア観光のブランド化を着実に推進

提案項目４

税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化

現状

・ これからのまちづくりにおいては、市町村と住民、コミュニティ組織、NPO法人などが連携協働することが重要であり、特にNPO法人がまちづくりの担い手（新しい公共）として大きな役割が期待されている。
・ NPO法人の認証（法人格の取得）は、内閣府又は都道府県が行っている。
・ NPO法人のうち、国税庁長官の認定を受けた法人（認定NPO法人）は、損金算入でき、寄附者も寄附金の控除などを受けられる、税制上の優遇措置が適用される。
・ 国において、NPO法人の活動環境の整備を図るため、「仮認定」制度や認定NPO法人の認定権限の地方への移譲等を内容とするNPO法の改正が行われ、平成24年4月からの実施に向けて準備が進められている。

	NPO認証数	うち認定NPO数
全国	43,116	232
北海道	1,683 (全国4位)	6 (全国6位)

課題

・ 北海道はNPO法人数が全国第4位であり、多くのNPO法人が「新しい公共」を支えるまちづくりの担い手として活動していくための環境整備を図ることが必要である。
・ 国が目指している「新たな認定制度」において、北海道等が認定及び監督権限の移譲を受け、全国的な統一性や公平性を確保し、適正かつ円滑に権限を行使していくためには、北海道等と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みなどが必要である。

目指すすがた

道等が認定NPO法人の認定及び監督を適正かつ円滑に行い、「新しい公共」を支えるNPO法人の活動環境を整備

現状

国税庁が認定・監督

・審査・相談窓口は国税局のみ
・NPO法人の認証機関と認定NPO法人の認定機関が異なる

仮認定制度や認定権限の地方への移譲など「新たな認定制度」を平成24年4月から実施（予定）

権限の移譲

認定・監督に係る人件費・事務費を交付

提案

北海道等が認定・監督を適正かつ円滑に実施

＜認定・監督を適正かつ円滑に行う仕組み＞

・北海道等と国税庁が情報共有や協議を行う実効性のある仕組みを法制化

認定NPO法人の認定及び監督を適正かつ円滑に行うことにより、法人の認証を含め、身近なところで「新しい公共」を支えるNPO法人の活動の促進を図る。

北海道道州制特別区域計画の概要

資料　3

1　道州制特別区域計画の目標

(1)　「道」、「州」の制度史と北海道

・　明治２年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「東海道」や「西海道」と同レベルの地方名として「北海道」と命名。

・　北海道は、ひとくくりで一人の知事が置かれ、これまでも、面積の小さい順から積み上げた場合、22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に実施。

(2)　北海道の現状と課題

・　経済社会生活圏の広域化が進んでおり、広域行政の一層の推進が必要。

・　豊かな資源や地域特性を活用するとともに、積雪寒冷・広域分散型社会の弱点を克服し、北海道の自立的発展に向けた取組を進めていくことが必要。

(3)　道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア　目　　的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ　計画期間

平成19年度から23年度（５か年間）

ウ　移譲範囲

道州制特区推進法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ　今後の取組

（ア）国から道、道から市町村への権限移譲や、自主的な市町村合併の推進、支庁制度改革の推進などを通じて、地方分権の一層の推進に努める。

（イ）道自ら不断の行財政改革努力を行うとともに、地方分権に向けた取組を通して、国、地方を通じた行財政運営の簡素・効率化に努める。

（ウ）道州制特区推進法に基づく新たな仕組みを活用して、産業の活性化や道民生活の向上につながる提案を積み重ねることにより、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和などを進め、北海道の自立的発展を目指す。

2　北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受ける事務、事業等と一体的に次の広域的施策を展開。

(1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供
(2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化
(3) 調理師資格者の資質の向上
(4) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化
(9) 地域医療を担う医師の確保
(10) 水道水の安全性及び安定供給の確保

(5) 保安施設の整備等による森林の保全
(6) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進
(7) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築
(8) 河川の整備等による治水対策の推進

3　北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

２に掲げる広域的施策と併せて、これまで国が行ってきた次の特定事務等を道が実施。

(1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
(2) 商工会議所に対する監督の一部
(3) 調理師養成施設の指定
(4) 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻酔薬の使用）の許可
(5) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
(6) 水道法に係る水道事業及び水道用供給事業の認可

4　北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

２に掲げる広域的施策と併せて、これまで国が行ってきた次の工事又は事業を道が実施。

(1) 民有林の直轄治山事業の一部（２地区）
(2) 直轄通常砂防事業の一部（２水系）
(3) 開発道路に係る直轄事業（５路線）
(4) 二級河川に係る直轄事業（２水系）

5　その他の取組

広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等との間で取り組んでいる21の連携・共同事業について、引き続き実施する。

6　広域的施策の把握及び評価

(1)　基本的な考え方

・　広域的施策の推進状況、施策効果を的確に把握する。

・　地域社会や本道経済への影響等を適切に評価する。

・　道民からの意見、提言や上記の作業により得られた知見などを踏まえ更なる提案を行う。

・　評価にあたっては、客観性の確保に努める。

(2)　作業の実施時期等

広域的施策の推進状況等は、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握し、これを踏まえて評価作業を実施。

資料　4

北海道道州制特別区域計画の更新に当たっての基本的考え方等（試案）

１　概要

道州制特区推進法の規定により、国が閣議決定した基本方針に基づき、北海道が広域行政推進のため策定した北海道特別区域計画（以下「特区計画」という。）が平成 24 年 3 月に期間満了となるため、更新を行う。

２　特区計画更新の必要性

道では、道州制特区推進法に基づき、平成 19 年 4 月に「国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定」など５つの事務・事業の移譲を受けたところ。

また、将来の道州制を展望し、平成 19 年 12 月以降、これまで、５回にわたり３０項目について国に権限移譲等の提案を行ってきている。

国から道に移譲された事務・事業については、道がこれまで実施していた事務・事業と一体的に行うことにより、効率的な執行や申請窓口の一本化に伴い利用者の利便性向上が図られているほか、国に提案し認められた「札幌医科大学の定員自由化に関する学則変更届出先の知事への変更」や「水道法に基づく監督権限の移譲」などにより、本道の地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。

引き続き、これらの措置を継続する必要があることから、特区計画を更新する。

３　計画期間

道州制特区推進法の附則第３条の規定により、施行後８年を経過した場合に、広域行政の推進に関する制度について評価を行い、必要があるときは、所要の措置を講ずるものとするとされていることとの整合性を図る観点から現在の計画期間「平成 19 年度から平成 23 年度」を「平成 19 年度から平成 27 年度」に更新する。

４　計画更新の方針

（１）基本的な考え方

計画期間満了時に行うこととされている評価や「新･北海道総合計画」などの道の政策展開方向を踏まえ、計画を修正する。

（２）新たに計画に記載する主な内容

①移譲を受けた事務・事業の評価及び今後の展開方向

②道州制特区の提案の視点や活用の方向性

（財源確保、利便性の向上に向けて関連する事務の移譲などを含む）

（３）特区提案活用の視点

道州制特区の国への提案に当たっては、本道の特性である「北海道価値」（食・観光、環境など）を最大限に活用しながら、一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう、次のような視点から検討を進める。

① 地域の自立的発展につがなるような提案

② 大災害に備えた防災や復興に貢献できる提案

③ これまで移譲を受けた事務・事業との関連も含め、効率的な事務・事業の執行を図る上で必要な提案

④ 国における地域主権改革の動きを加速する提案

道州制特区提案の活用方向(試案)

【道】

北海道価値を活かす

- ○ 優れた自然環境
- ○ 豊かな水と森林
- ○ 冬・雪・冷涼
- ○ 魅力ある食材と観光資源
- ○ 個性あふれる地域
- ○ 挑戦意欲に富んだ人材

特区計画・特区提案の再検討

- ○ 移譲を受けた特定事務・事業の(再)評価
- ○ 継続検討となっている提案項目の再検討
- ○ 過去の道民提案(353件)の再検討

道州制特区の提案の視点

① 地域の自立的発展につながる提案

② 大災害に備えた防災や復興に貢献できる提案

③ これまで移譲を受けた事務・事業との関連も含め、効率的な事務・事業の執行を図るうえで必要な提案

④ 国における地域主権改革の動きを加速する提案
出先機関の自己仕分けなどで指摘された項目について、移譲等を求めるもの

道民からのアイディア

道の政策展開

提案検討委員会

権限移譲等を提案

権限の移譲

【国】

- ●食料供給(食関連産業の集積)
- ●再生可能エネルギーによる地域循環システム
- ●多彩な魅力を生かした観光の展開
- ●人口減少などに対応し中心都市と周辺自治体の結びつきを強め、医療、福祉、教育などの機能を広域圏で効果的に活用(広域連携による地域づくり)など

本道の自立的発展

我が国及び国際的な貢献

資料　５

第５回答申に係る道民提案及び庁内提案の検討結果

１　道民提案及び庁内提案の検討結果

＜道民提案の検討結果＞

○　平成２１年１１月から平成２３年１１月までの２年間で計１１回の道州制特区提案検討委員会を開催し、道民からご提案いただいた３９項目について検討を行いました。

○　３９項目うち１６項目が道州制特区提案として検討すべきものとし、残り２３項目を現行法でも対応可能であるなどの理由から道州制特区提案によらなくても対応可能なものとして仕分けをしました。

○　道州制特区提案として検討すべきもの１６項目を更に検討を進めた結果、このうち３項目を平成２３年５月に知事に答申を行いました。

＜庁内提案の検討結果＞

○　継続案件となっている『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』については、審議の結果、道が実施したモデル事業の検証結果などを踏まえ、改めて審議を行うことになりました。

○　関係部と協議して、過去の道民提案の見直しを行った結果、新たな庁内提案として「アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大」について、審議した結果、道州制特区提案により提案すべきものとして、平成２３年５月に知事に答申を行いました。

（項目）

区　分		特区として検討すべき			特区提案によらなくても対応可能	計
		答申につながったもの	検討を一旦終了	検討を継続		
道民提案	地域医療	0	2	0	0	2
	土地利用	0	1	0	0	1
	経済振興	0	2	0	3	5
	環境保全	0	0	0	3	3
	地域振興	3	7	0	１６	２６
	教育・学校	0	0	0	1	1
	福祉	0	1	0	0	1
	計	3	１３	0	２３	３９
庁内提案（過去の道民提案の見直しも含む）		1	0	1	0	2

２　道民提案の募集結果

平成１９年３月から現在まで、道民の方、道内の市町村、団体から計３９０件のご提案をいただいています。

（件）

	期　間	道民	市町村	団体	合計
過去の提案	Ｈ１９年３月～Ｈ１９年　７月	１０７	３５	１０６	２４８
	Ｈ１９年８月～Ｈ２０年　２月	４	０	３６	４０
	Ｈ２０年３月～Ｈ２１年　４月	２３	３	０	２６
	Ｈ２１年４月～Ｈ２２年　４月	１４	１	２４	３９
	小　　計	１４８	３９	１６６	３５３
新規	Ｈ２２年５月～Ｈ２３年１０月	５	１１	２１	３７
合　　計		１５３	５０	１８７	３９０

道民提案の検討結果（H21年4月～H22年4月に応募したもの）　39件の内訳

※　「検討結果」欄のうち、「一旦終了」は現時点での提案検討を一旦終了したもの、「継続」はペンディング中のもので今後さらに継続検討していくもの。

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
A 地域医療対策	その他	その他	携帯型心電計に関する使用制限緩和	269	携帯型心電計をヘルパーや介護員が在宅患者等の第三者に使用できるようにする。その上で、保健所、医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を図ることにより、心臓病の早期発見や適切な治療を行う。	1	1		○						3402A
			診療看護師の制度化に向けての規制緩和	307	「診療看護師」（大学院の看護福祉学研究科博士課程（看護学専攻）のナースプラクティショナー養成コースを修了し、プライマリ・ケアに関する専門知識・技術を有すると教育機関での最終試験で認められた者）が一定の条件下における医学的診断・治療を行うことができるようにする。	1	1		○						3429A
C 土地利用	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	農用地の活用	270	田畑として再生することが難しい耕作放棄地が多いが、農用地に指定されているため、転用するのが難しいケースが多い。土地の有効活用を促進するため、市町村にもっと権限移譲を促進する。	1	1		○						1417C
D 経済振興対策	観光振興	観光客誘致	交通案内標識の多言語化	284	外国人観光客が増加していることから、交通案内標識を中国語、ハングル、英語の併記とする。	1	1						○		3404D
		観光業振興	地域観光の振興	272	自然や観光資源の小さな地域で旅行業登録をせずに旅程のあるツアーを組んで募集行為をすると、旅行業法違反となることから、地域が独自にツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする。また、レンタカーのマイクロバスを使用しての旅客運送ができるようにする	1	1		○						1426D
	その他	物流・人材移動の活性化	国際空港路の開設	286	国際航路の新規開設増と海外からの貨物・観光客の大幅増を図るため、国際航空路の開設の主体性を道に移管する。	1	1				○				1423D
		地場産業育成	大麻の活用促進	285	大麻は神事、祭事には重要。更に、衣類、食糧、燃料、医薬品の原料となる植物。海外では麻を医療用として研究もしている。大麻取締法を緩和し、北海道で麻産業を興こすことができれば、ソーシャルビジネスで多くの雇用を生むことが見込める。	1	1							○	3414D
		企業等誘致	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271	企業立地促進法による企業立地で、自治体が固定資産税、不動産取得税を減免した場合、3/4を普通交付税で補てんされるが、総務省令により対象業種が指定されており、道内各地域の基本計画における集積業種と一致していない。総務省令による対象業種以外でも道内各地域の基本計画における集積業種を対象に減免した場合、同様に普通交付税で補てんが受けることができるようにする。	1	1		○						1404D

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
F 環境保全	環境保全	自然環境保全	漁業権の特例	287	川における動植物の保存の活動を行っている。川釣り客に少しでもキャッチアンドリリースをするようにお願いしているが、心無い釣り客に全て持ち帰られたり、廃棄されている。漁業権などを設定し、違反者に罰則を、釣り客に料金徴収を行うことを検討したが、地方自治体には漁業権は与えられないとのことで、取り締まることもできない。ルールに基づいた釣りとなるよう、取締の権限を市町村に与える。料金徴収もできるようにする。	1	1					○			1427F
			有害獣の駆除促進	288	国有林、道有林、私有林の別なく駆除の許可を出す。	1	1					○			1422F
			銃刀法の特例	289	ハンターの高齢化が進む中で、有害鳥獣駆除に係る人員確保は今後難しくなる。北海道ではエゾシカ、ヒグマの被害が年々増加しているが、それに対処するための措置が必要。以下の条件を満たした者に対してライフルの所持を可能とする。 ①本籍を北海道に置き、かつ北海道在住5年以上のもの ②北海道猟友会入会後5年もしくは日本ライフル射撃協会入会後3年を満たすもの。 北海道在住のもので散弾銃所持後10年を経過したものは、狩猟でも使用可能とする。ライフル所持後、10年以内に北海道以外に住所を移したものはライフルを返納するものとする。	1	1					○			1421F
H 地域振興対策	地方自治の強化	基礎自治体の強化	市町村コンシェルジェ	290	市町村の実現したい政策について、道が専任のコンシェルジェを設置し、部横断的に調査、調整、折衝を行う。市町村と道の間の意思疎通が円滑となり、市町村の意向に沿った合併が進む。	1	1						○		3409H
		役割分担の明確化	道路・河川に係る権限移譲	273	中心部で市民団体によるイベントを実施する際に、国道や道道の管轄の違いで対応が違い、とまどった。歩道や河川敷の草刈りをやりたい旨市町村に申し出たが、管轄外なので許可できないと拒否された。こうしたことから、道路・河川の管理に関する権限を市町村に一元化すべき。	3	1		○						1408H 1409H 1410H
		自治体財政・会計の改善	地方自治法施行令第158条における「寄付金」取扱いの特例（コンビニでのふるさと納税）	274	コンビニエンスストアでのふるさと納税を可能にする。現在、地方自治法施行令第158条に掲げる普通地方公共団体が私人に委託できる歳入に「寄付金」が入っていないため、コンビニエンスストアでの寄付金の収納ができない。利用者により利便性の高いコンビニエンスストアでの収納を可能にすることで、ふるさと納税への関心等を向上させる。	1	1	第5回答申							2401H 【第5回答申：コンビニでのふるさと納税】
		市民活動・ボランティア活動の活性化	北海道特定活動法人制度の創設	275	北海道独自の法人組織を制定する。現在の社団、財団、NPOの区分を無くし、例えば、公共性や非営利活動により、独自性や創造性に対して評価を行い、その評価点の高い法人に「北海道特定活動法人」などの認可を与え、税制、資金確保で優遇する。	1	1		○						1415H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地方自治の強化	市民活動・ボランティア活動の活性化	認定NPO法人の認定権限の移譲（認定NPO法人制度の認定要件）	276	認定NPO法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、NPO活動を発展させる。（パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。）	2	1	第5回答申							1413H、1414H【第5回答申：税制上の優遇措置を受けられるNPO法人を適正かつ円滑に認定・監督するための国と道等が連携を図る仕組みなどの法制化】
			NPOバンク支援	277	貸金業法における規制のため、NPOバンクの設立、運営が困難になっている。貸金業に関して、指定信用情報機関制度においてNPOバンクを適用除外とする	1	1		○						3318H
		その他	補助金事務処理の共同化	291	補助金事務処理センターを設置し、道、市町村の補助金事務のうち、交付の決定など政策判断に係る部分以外の業務を一元化することで、事務の効率化を行う。	1	1					○			3408H
	離島振興	特有の負担解消	離島における救急搬送に係る特例措置	292	離島においては、地元病院で初期救急医療に対応しているが、重症重篤救急患者が発生した際は、ヘリコプター等航空機による救急搬送が最重要手段である。 救急搬送が生じた場合には、町長から北海道に出動要請を行い、北海道において北海道防災ヘリコプターや札幌市及び国の機関との協定による出動調整を実施のうえ、出動可能なヘリコプター等航空機が近隣中核市等の医療機関へ搬送している。 　離島から最短距離にある、中核市の空港に海上保安庁の航空基地があるが、国の機関に対しては法により町長が直接要請することができないことから、離島における迅速な救急搬送が可能となる特例措置（ヘリコプター等航空機による国の機関への救急搬送要請は法により知事からの要請が必要だが、特例により離島の自治体の長が直接要請できるようにする）が必要である。	1	1						○		1402H
	地域活性化	道民に対する優遇措置	法人税率と贈与税率の特例	278	法人税率を減免して、北海道への企業誘致を促進する。 贈与税率を減免して、所得のある高齢者の北海道への移住を促進する。	1	1		○						1425H
		施設の整備・活用	交差点の拡幅	303	交差点で右左折車が直進車の進路妨害となっていることが多い。交差点を拡幅し、渋滞を減少させる。	1	1						○		3411H
			アイスバーン体験ゾーンの設置	304	冬を体験したことのない外国人観光客に、雪祭りだけではない冬の北海道の魅力を伝えたい。国道に併設した観光用道路として、冬期間つるつる路面のアイスバーン体験ゾーンを設置する。	1	1						○		3413H
			国道の制限速度の見直し	305	特に道北、道東、道南などの直線で絶景が楽しめる国道において一律ではなく、メリハリの効いた制限速度とする	1	1					○			3412H
		独自基準の設定	食品衛生法の一部緩和	293	障害者の集い場を作る活動の中で手作りで石窯を作り、ピザ、パンを焼いており、それを原価で市民に提供したい（PRのため）。石窯は屋外に設置されているため食品衛生上の規制から保健所の判断では販売不可とされた。 　常時販売するものではなく、例えばイベントの時に一時的に行うものは、食品衛生法の弾力的な運用を行えるようにする。	1	1						○		1419H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地域活性化	独自基準の設定	歴史的建造物保護のための建築基準設定	302	歴史的景観や歴史的建造物を保存・再生するにあたり建築基準法が妨げになっている。特例ではなく、特区の扱いを行い、正当な理由や安全・技術的根拠をもって北海道の歴史・文化資源を大切にするべき。確認申請における構造補強や耐震補強等の項目は、歴史的な経験の中で証明されている。(今までの北海道の地震に耐えている物件まで耐震補強の必要はない)北海道独自の基準とする。	1	1					○			1418H
		その他	ゴールデンウィーク特区	279	6月をゴールデンウィーク特区として、大型連休を設定し、道民の旅行需要を喚起する。北海道が本州等に比べて爽やかで過ごしやすい6月は祝日は無いが、道内では各種の祭り、イベント(よさこい、北海道神宮例大祭)が行われている。道民の潜在的な行楽需要があるのに、休みがないため参加できない。	1	1		○						4402H
			国からの権限・事務移譲など	280	国の事務(自動車登録・車検に係る事務、法務局における事務、公安委員会事務)を北海道に移譲し、総合振興局支部で取り扱えるようにする。	1	1		○						3405H
			自家用有償旅客運送の裁量権の拡大(ポストバス)	281	自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところに旅客を乗せることは認められていない。荷物と人を一緒に運ぶことができれば、過疎地での地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。具体的には、郵便輸送、宅配便、コンビニのトラック輸送等を想定。 なお、スイスやイギリスには「ポストバス」と呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。	1	1	第5回答申							1411H ※提案の趣旨を活かし、貴重な資源を有効に活用するという視点で、幅広に検討を進め、【第5回答申:自家用有償旅客運送の登録権限の移譲及び登録要件等に係る裁量権の拡大】を答申
			国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	282	国庫補助を受けた公共施設を他用途に転用すると補助金を返還させられることから、少子高齢化等当初予想できなかった情勢の変動によるものについては、補助金返還に係る適用除外の措置を設ける。	2	1		○						1406H 4401H
			国有財産の有効活用	294	地域内に旧営林署跡があり、現在は財務省の有効利用化財産となっている。地域活性化の活動拠点として使用したいと嘆願したが、販売以外の方法を検討してもらえなかった。 国が利用する意図のない国有財産は地域に帰属させる。	1	1						○		1424H
			老朽家屋の解体促進	295	地域において誰も住まない、住む見込みがない老朽化家屋が、周辺住民の脅威になっている。自治体が固定資産税を課税しても収納不可能の状態が多く、固定資産税も母屋がある状態の方が税が安いことも放置を促す原因となりネックとなっている。都市計画の逆線引きなどを行い老朽家屋の解体を促進する。	1	1							○	3401H

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	【　】は関連する答申項目
H 地域振興対策	地域活性化	その他	地域FMの特例	296	北海道は広大な面積で人口密度は低い。しかし電波法は東京も北海道も同一の法律を適用されている。電波法を北海道の地域性に合わせ、北海道電波特区を制定する。（例えばミニFM放送局の出力を東京の10倍にする。東京並の人数が受信できミニFM局も運営できるようにする）	1	1				○				1420H
			多様な働き方を可能とする公務員人事制度	297	育児、介護のため勤務の調整が必要な職員のみならず、生活を豊かにするため短時間勤務を選択できるようにする。（短縮分見合いの給与は減額）	1	1					○			3410H
			パチンコ店の規制強化	298	パチンコ店への出店規制強化を行い、廃止を含めた権限を知事に与える。	1	1					○			3406H
			北海道版「定住自立圏構想」の創設	299	H21年3月31日をもって、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が廃止されるという時代の流れの中で、本構想の目指すべき方向は、東京（札幌）一極集中を防止する「人の流れの創出」であり、先行実施団体への応募もできない、中心市を持たない地域にこそ相互連携による自立した圏域の創出が喫緊の課題である。小規模町村が散在する圏域にとっては、隣接町村間での広域による事務連携は実施されている経緯はあるが、今後予想される様々な広域化連携によって、圏域全体が共に基盤強化に向けた意識付けが確立されるものと予想される。 　北海道版「定住自立権構想」を創設し、①中心市要件の緩和②北海道特例包括的財政支援措置を行う。これによって圏域全体、全道的な自立圏域の創出につながることが期待できる。	1	1						○		1403H
			過疎地有償運送の促進	300	過疎地有償運送を行っている。地元タクシー会社で構成される運営協議会で合意を得なければ運輸局から許可を貰うことができず、協議会で課された条件以外では運行ができないので、利用者が希望する病院に連れていくこともできない。運輸局は許可する前提に、市町村、運営協議会の合意書の提出を求める。協議会の中に過疎地域の現状を把握している受益者を委員として入れ、受益者の意見も反映させてほしい。	1	1					○			1412H
			鉱業権に係る業務の義務づけ	301	鉱業権を持つ者が業務を行わない時は、業務を行うよう義務づける。	1	1					○			3403H
I 教育・学校	教育・学校	教育・学校	国公立大学の入学金、授業料の北海道独自の策定	306	少子高齢化の中で、若い世代が2人目、3人目の子どもを作れない。その大きな要因の中に高等教育にお金がかかりすぎるということがある。国公立大学の入学金、授業料について北海道が独自に策定し、高校全入、大学進学率向上の中で良質な高等教育と安い授業料とすることで、それほどアルバイトに励まなくても勉学に勤める事が可能になる。	1	1				○			○	1401I
J	福祉	福祉	地域通貨を利用した社会福祉に係る給	283	単年度で失効する地域通貨により社会福祉における給付を実施する。現行の社会福祉における給付の問題点として法定通貨でサービス事業者に支払われるため、道外に資金流出する。地域通貨で給付することで、資金の流れを把握することができ、効果的な資金配分が可能となる。	1	1		○						3407J

庁内提案の検討結果　2件の内訳

※　「検討結果」欄のうち、「一旦終了」は現時点での提案検討を一旦終了したもの、「継続」はペンディング中のもので今後さらに継続検討していくもの。

大分類	中分類	小分類	細分類	NO	概　　要	提案数		検討結果							関連提案番号 【　】は関連する答申項目
								特区提案として検討すべきもの			特区提案によらなくても対応可能なもの				
							重複除く	答申へ	一旦終了	継続	国の専掌	現行法令	現行施策	その他	
D 経済振興対策	その他	地場産業育成	「特区理学療法士」「特区作業療法士」資格の創設	②	本道は広域分散でありかつ、医療施設・医師が偏在しており、過疎地域等の中高年層は予防的な健康づくりのトレーニングの機会に恵まれない。地域において、理学療法士・作業療法士のスキルを生かした高度な健康づくりサービスの提供を図り、地域において高度な健康づくりサービスの担い手を行う。	1	1			1					
	観光振興	観光業振興	北海道アウトドア資格制度により認定しているガイドと優良事業者（以下「アウトドア事業者」という。）による自家用有償旅客送迎を可能にする制度の創設	③	良質なサービスを提供するアウトドア事業者が、自家用車を使用して顧客を有償で送迎することを可能にすることで、安全確保を担保する一方、アウトドア事業者の経営の安定化を図るとともに、観光客のアクセスの利便性を高める。	1	1	第5回答申							過去の道民提案の趣旨を生かし庁内提案 【第5回答申：アウトドア事業者による自家用有償旅客送迎を可能とする道路運送法の適用の拡大】

次期委員会への申し送り事項（案）

道州制特別区域提案検討委員会
（任期:H21.11.6～H23.11.5）

1　総括的な事項

（１）審議の進め方について

○　道民提案を募集し、それをもとに審議していくというこれまでの手法については、道民のニーズに応えた提案を直接国に届けることで、道民に道州制や道州制特区を理解していただくという点などに大きな意義がある。

○　寄せられた道民提案の背景や提案に関わる道内の実情をより的確に把握するため、関係者からの意見聴取は重要であることから、これまで以上に、地域や関係団体等の意見が審議に反映されるよう、意見聴取の機会を多く設ける必要がある。

（２）審議・答申分野について

○　平成21年4月から平成22年4月までに寄せられた道民提案（39件）及び庁内提案（2件）については、一通り審議を終了し、「ふるさと納税のコンビニでの収納」など、4項目について知事に答申を行ったところである。

今後は、本道の独自性や優位性（農業や観光が基幹産業であること、豊かな自然環境に恵まれていること、安全・安心な食を提供していることなど）を生かすとともに、直面する課題などに適切に対応し、本道の自立的な発展につながるよう、幅広い視点から、関連する事項も含めて議論を深めていく必要がある。

（３）道民提案について

○　平成22年5月から現在まで、新たに寄せられた道民提案（37件）については、提案の趣旨や背景などを十分に踏まえ、関係者からの意見聴取も積極的に行った上で、検討を進めていくものとする。

○　これまで道民から寄せられた提案については、地域医療をはじめ、経済、環境、福祉、地方自治など多種多様な内容を含んでおり、今後も有効に活用していくことが大切であることから、審議を一旦終了したものについても、新たな提案や情勢の変化などを踏まえ、再検討する必要がある

○　道民提案を募集することが道州制や道州制特区に関する道民の理解を広め、地域の創意と主体性を生かした地域づくりに道民が参加する機運醸成に繋がることから、今後も、地域意見交換会の開催を含め、様々な工夫を図りながら、新たな提案の募集に努める必要がある。

（４）庁内提案について

○　道自らが施策の効果的な推進や業務処理の改善に向け、特区提案を有効に活用すべきであり、今後さらに、庁内提案の発掘に積極的に取り組む必要がある。

（５）提案の視点について

○　提案に当たっては、本道の独自性や優位性～『北海道価値（食・観光、環境など）』～を最大限に活用しながら、一体的かつ効果的な地域づくりが可能となるよう、次の視点から検討を進める必要がある。

①　地域の自立的発展につがなるような提案

②　大災害に備えた防災や復興に貢献できる提案

③　これまで移譲を受けた事務・事業との関連も含め、効率的な事務・事業の執行を図る上で必要な提案

④　国における地域主権改革の動きを加速する提案

○　道州制を目指して地方分権を進めるという観点から、国の地域主権改革の取組などの動向を見極め、提案に向けて精力的に検討を進める必要がある。

（６）その他

○　道州制特区提案の審議は、将来の道州制を展望しながら、道民ニーズや道民の声を直接国に届けるためのものであることから、本委員会における審議がより多くの道民に関心をもっていただけるよう努力していくとともに、議論を実りあるものするため、委員が出席できる審議日程の確保について十分配慮する必要がある。

○　第6回答申に向けては、本委員会はもとより委員自らが関係者と相談しながら、新たなアイデイアの発掘に努めていくことも必要と考える。

２　個別の事項

（１）道民提案（３５３件）の検討結果について

○　道民提案（353件）については、一通り審議を終了したところであるが、判断を留保し、検討を一旦終了しているものもあり、今後も、様々な状況に柔軟に対応しながら、これら貴重な財産が新たな提案につながるよう、有効に活用することが重要である。

また、十分な審議を行うため、関係団体や庁内関係部局と連携を深め、必要な資料の確保に努めていただきたい。

○　前期委員会から、状況変化に応じて継続検討を行うことになっている次の3つの事項については、それぞれの事項に係る状況変化に応じて、今後、検討していただきたい。

①　カジノ

地域において市民の合意を得た上でのカジノ誘致に関する正式な意思表示の状況など。

②　自由貿易地域

提案者における具体的な内容の検討状況など。

③　空港

空港別収支など空港に関する国及び道の情報開示や道が設置する「空港に関する有識者懇談会」の検討状況など。

（２）庁内提案に係る継続案件について

○　『「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設』については、道が実施したモデル事業の検証結果などを踏まえ、改めて審議を行うこととしたところであり、今後、更に検討していただきたい。